



平成30年8月27日  
住宅局住宅生産課  
土地・建設産業局不動産課

## 「安心R住宅」の事業者団体を新たに登録！

～今回1団体が追加登録され、7団体となります～

本日（8月27日）、「安心R住宅」の事業者団体として、公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会を登録しました。今回の登録により、特定既存住宅情報提供事業者団体は7団体となりました。

### 1. 概要

「安心R住宅」制度は、「不安」「汚い」「わからない」といった「中古住宅」のマイナスイメージを払拭し、既存住宅の流通を促進するため、平成29年12月1日に施行された特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程（平成29年国土交通省告示第1013号）に基づき、「安心R住宅」の標章の使用を希望する事業者団体を国土交通大臣が登録し、耐震性があり、インスペクション（建物状況調査等）が行われた等一定の要件を満たした既存住宅に対し、国の関与のもとで登録を受けた事業者団体の会員事業者等が標章を付与するものです。

今般、同規程第3条第1項の規定に基づき、公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会を「安心R住宅」の事業者団体（特定既存住宅情報提供事業者団体）として新たに登録しました。



(4月1日使用開始)

### 2. 登録を行った団体

番号	登録日	名称（略称）
1	平成29年12月25日	一般社団法人優良ストック住宅推進協議会（スムストック）
2	平成30年1月26日	一般社団法人リノベーション住宅推進協議会
3	平成30年3月13日	公益社団法人全日本不動産協会
4	平成30年6月8日	一般社団法人石川県木造住宅協会
5	平成30年6月28日	一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会
6	平成30年6月29日	一般社団法人住まい管理支援機構
7	平成30年8月27日	公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会

### 3. 情報の提供

「安心R住宅」制度の詳細、登録された「安心R住宅」の事業者団体の概要については、下記の国土交通省HPに掲載しております。

（参考）国土交通省HP「安心R住宅」制度（特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度）」

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk2\\_000038.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000038.html)

<問い合わせ先> 代表電話：03-5253-8111

住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室 湊（内線39-446）、森下（内線39-449）

（直通：03-5253-8942 F A X：03-5253-1629）

土地・建設産業局不動産課 深田（内線25-126）

（直通：03-5253-8288 F A X：03-5253-1557）